

Title	仏国の失業保険 (上)
Sub Title	
Author	杉, 琢磨
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.2 (1914. 3) ,p.222(96)- 233(107)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140300-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中央銀行設立論者亦以て感むるを得んか。

終に斯法の實施が海外に及ぼす影響に至つては、直、間接に亘りて頗る多岐なるものあるべしと雖も其最も著明なるものは、正貨の最大保有者たるべき此準備銀行は法律上外國に支店を開設 得べきを以て從來米國銀行界にありて最も不振なりし外國爲替業務が盛行せらるゝに至るべきのみならず、現今「コール、ローン」の形式に依り、Wall Street に吸引せられつゝある彼の巨大なる銀行資金が其方向を轉じて商業手形割引資金に傾向し來るべきは蓋し明白なるが故にラフリン教授が久しく待望し熱心に誘掖しつゝある手形引受業亦た蔚然として「ハンドソン」灣頭に起り、紐育が世界最重要の手形市場たるの日は或は到來するなきを必ずべからざるにあらん。

(National Monetary Commission, Bank Acceptances; Prof. Laughlin, Banking Reform, pp. 90-108; 及び Antwerp, The Stock Exchange from Within, pp. 99-127 参照)

働組合に於ける失業救済組織は他の工業諸國のそれに比して頗る遜色ありし事明にして、佛國政府が此調査後幾くもなくして上述の如き補助制度を創設し以て失業救済の發進を奨励するに至れるは實に此缺陷を補はんとするの目的に出でたるに外ならざるなり。

是より先き佛國労働局は失業救助事業 (relief work, Distress-work, Noistandarbeit) の爲めに毎年十萬法以上の豫算を計上する市町村に就て調査し、千八百九十六年を以て之が結果を公表せるが此報告に依れば各市町村に於て行はるゝ失業救済事業は極めて區々に亘り、或は單に雪掻き若くは氷割等の如き單純なる事業のみを提供するものあり、或は公園の改造、共有地の開墾其他の戶外土木業務を提供せるものあり、尙官公署によりて行はるゝ此種の事業の外に私設の慈善的機關に於ても亦之と同様の事業を行へるものあり。

然れ共此等は一時的失業に基因する危險に對

佛國の失業保險 (上)

杉 琢 磨

失業労働者救済組織としての所謂「ガン」式補助制度の價値に就ては世既に定評の存する所なり、(本制度の詳細に就ては法學協會雜誌第二九卷第一二號、拙稿「ガン」市に於ける失業者救済制度の概要、参照)佛蘭西は實に「ガン」式制度を廣く國家的に採用せる最初の邦國にして同國議會は千九百五年初めて此目的の爲に十一萬法の豫算を通過し同時に該金額は失業救助金としてよりも寧ろ主として労働者の自助心を基礎とする任意失業保險の奨励費として之を使用すべきことを決議したり、而して此の如き中央政府の措置は一方に於て地方政府の地方基金に對する同一制度の採用を促すと共に、他方に於て労働組合其他之と同種の機關をして新に多數の失業基金を設立せしむるに至れり蓋し千九百二二年に於ける佛國労働局の調査に依れば當時佛國の勞

する政府若くは慈善機關の事後救済にして何れも保險に屬するものにあらず。

失業期間に對する豫備に關する労働者自身の努力は主として労働組合に於ける失業救済基金に依りて行はるゝ所にして此種の自助的任意基金は佛國に於ては比較的近時の創設に係り、英獨に於けるその如く未だ發進せず、千八百九十四年の佛國労働局調査に依れば當時佛國に於ける労働組合中其失業組合員に對して失業救済を行へるは僅に八十七組合にして其組合員數は一萬六千二百五十名に過ぎざりき、次で行はれたる千九百二二年の第二回調査に依れば労働組合の失業基金數は三一〇にして此中約半數は印刷組合の地方的組織に屬せり、而して労働組合に於て失業救済金を受けたる労働者の數は五%を出でず、且つ印刷組合の場合を除く外、失業基金は何れも地方的組合に於てのみ組織せられたり、印刷組合に於ける失業救済に對する掛金は二、七五法なるが其他の組合の大多數にありて

は此等の掛金は一箇月五十仙乃至一法の間を昇降し、又救済金は印刷組合の場合には一日二法、其他の場合に於ては一法乃至二法の間を上下せり、救済金支拂期間は印刷組合にありては一箇年内に於て三十日乃至六十日にして其他の組合にありても其大多數は之と略同様なるも、二三の組合に於ては九十日以上に上れるものあり、右三百十組合中組合財産状況を報告せるものは二百八十五組合にして、其組合員數二萬八千二百九名經費總額二十二萬六百四十八法を算し、此中十八萬八千九百四十法は失業者救済の爲に費されたるものなり、而して二百八十五基金中千九百二年末に於て剩餘金若くは準備金を生せるものは僅に六十八組合に過ぎざりき。

以上略述せる調査報告は當時に於ける佛國勞働組合の失業者救済組織が英獨のそれに比して如何に幼稚なりしやを語りて餘りあるものにして佛國高等勞働會議は此調査の結果として失業救済事業獎勵の方法を研究するに決し先づ其常

置委員會に對して左の問題の調査報告を命せり

- 一、官憲、殊に中央政府は、故意に基かざる失業者の救済を目的とする基金の發達を獎勵すべきや否や、
- 二、若し獎勵すべしとせば之に對する最善の方法如何、

常置委員會は此問題の研究に約一ヶ年を費したる後、千九百三年を以て其調査報告を提出し失業救済機關に對して政府の執るべき態度に就て七ヶ條の意見を發表せり。

Conseil Supérieur du Travail. Commission Permanente. Les Caisses de Chômage. Paris, 1903.

高等勞働會議は此報告に對して前後七回に互る會議を開き審議を重ねたる結果、原報告に對して多少の修正を加へ、之を以て勞働會議の確定議となせり、今其要領を擧ぐれば左の如し。

- 一、本會議(高等勞働會議、以下倣之)は、失業救助に關する機關の設立及改良は何れの點

より觀るも頗る望ましき事にして且つ政府に於て之を獎勵すべきものなりと思ふす

- 二、本會議は左の意見を表明す、
- (イ)失業救助に對する地方基金は市に於て之を補助すべし

(ロ)補助金は地方に存在し且つ一般的條件を具備す所の總ての失業基金に之を分配すべし

(ハ)此等の各基金に對する通常補助金年額は當該組合の正組合員に依りて拂込まれたる掛金額を超過す可らず

- 三、本會議は、地方基金は二三の市に於て組織せられたる貯蓄及救済機關に關する基金と同様の方法に依りて各種の普通勞働會議商業會議所、備主組合等の團體よりも亦一定の補助金を受くべしとの意見を表明す
- 四、本會議は、失業基金を補助する事は備主の義務なりと信す。

五、國庫補助の場合に就ては、本會議は故意

に依らざる失業者に對し職業紹介業を營む勞働組合失業基金若くは其他の基金にして其組織の效力につき疑あるものに對しては認可制度を採用するの要ありと信す、國庫補助は特に失業者の旅費の補助に充てらるるを要し、其金額は各基金につき當該年内に支出せられたる旅費總額の五〇%を超過せざるものたるべし。

六、本會議は國家若くは縣の補助金は失業救済金を設備する勞働者の基金にして地方的ならざるもの、即ち其組合員が一地方全體若くは佛蘭西全部を包含するものに對し、與へらるべきものなりと思ふす。

七、要之、本會議は、國家は補助金交付其他の方法に依りて失業救助機關の設立及發達の爲に干與すべきものなりとの意見を有す

八、本會議は特に左の意見を有す

(イ)失業者に與へらるゝ失業者救済金は當該失業者が其職業より得る普通収入の半

額を超過す可らず

(ロ)或一定の期間に於て一人の労働者に給與し得べき失業救済金額に就ては其最高限額を定むべし

(ハ)職業の缺乏の爲に與へらるべき失業救済金に關する計算は當該基金を創設せる機關の總ての他の費用の計算と全然之を區別すべし

九、本會議は、失業保險機關に關する立法に就て特別調査を開始するの要あるを認む(以上述べたる高等労働會議の決議の詳細は Conseil Supérieur du Travail, Douzième session, nov. 1903. (Paris, 1904) p. 219 以下にあり就て見るべし)

之を要するに此確定議の主眼とする所は、地方機關に就ては地方官廳に於て之を補助すべく國民的機關若くは少なくとも國の一部以上を包擁する機關に就ては中央政府に於て之を補助すべしと云ふに存す、然れ共高等労働會議は一方

に於て政府補助制度を主張せると同時に他方に於て國の工業に就て直接利害關係を有する團體例へば傭主組合、商業會議所個々の傭主等に於ても國家と同じく此の如き機關の維持に對して相當醜出すべきものなる事を認めたり。

註 此決議前約八年即千八百九十六年十二月二十一日に於て高等労働會議は失業救助事業による失業者救済問題に就て決議をなしたる事あるも、此決議に於ては失業の危險に對する労働者の自助的任意保險に就ては何等言及せるはなし

此決議は頗る重要なものにして、翌年制定せられたる失業基金國庫補助規則によりて殆んど其全部を實行せらるゝに至れり。

次に失業保險制度の樹立に就て政府の援助を得んとする議會の努力は先づ千八百九十三年十二月の法案によりて開始せられたり、此法案は失業救済の爲に五百萬法を支出し、労働組合連合會と協力して地方官廳をして之が分配を行はしむる事を以て其骨子となせるものなりしが、

此法案は其提出後約一箇月を経て遂に否決せられたり、次で千八百九十四年十月、失業労働者救済委員會に對して四千萬法を支出せんとするの法案が下院議員の一團によりて提出せられたる事あるも、之れ亦可決せらるゝに至らざりき千八百九十五年一月二十八日の提出に係る國家的強制失業保險法案は一度社會保險委員會に附託せられたるも、同委員會は之に對して何等調査報告を提出せず、次で千八百九十六年、千八百九十七年、千九百年、千九百二年、千九百三年等に於て引續き多數の失業保險法案の提出を見たるが、遂に千九百四年に至りて此問題は漸く一般の輿論を喚起するに到り幾くもなくして失業救済基金國庫補助制度創設に關する四法案が下院に提出せられ、下院は此等の四法案を其保險及社會救済委員會に附託し、同委員會は労働組合失業基金及失業救済の設備を有する其他の機關に對する國庫補助制度の創設を議決し、千九百四年十月二十一日を以て提出したる委員會

報告に於て左の提案をなしたり、曰く

「労働機會の缺員に基く所の故意に依らざる失業に對して一定の救済設備を有する基金に對する補助金に充つる爲に、千九百五年度の商務省豫算に於て十萬法の支出を計上すべし、此金額は最初に於ては千九百五年度豫算の通常財源中より之を供給すべく、之が分配は内閣に於て之を決定し、此分配に關する規則は官報を以て之を告示すべし」

政府は此下院委員會の提案を容れ、千九百五年四月二十二日の財務法に於て「失業救済の爲にする補助費」なる名目の下に、十一萬法を支出する事となり、今同法第五十五條の全文を譯出すれば左の如し。

「失業救済基金補助費として商工郵便電信省に與へられたる豫算額使用方法は、商工郵便電信大臣の署名せる布告を以て之を定む、商務大臣は大統領に提出し且官報に掲載すべき商務省年報中に本業務の狀況及補助金分配に關

する記事を掲揚するを要す、
 次で千九百五年九月九日、商務大臣及大藏大臣は大統領に對して詳細なる調査報告と共に一の布告案を提出し、該布告案は同日直ちに大統領の認可を経て公布せられたり、此公布は調査報告に於て暗示せられたるが如く單に試験的のものにして後日の改正を期せるものなるも、其第十三條及第十四條を除く外、公布後今日に至る迄未だ何等の變更をも加へられず、依然として現行のものなり左に其全文を譯出せん

註 佛國大統領に提出せられたる報告に就ては Bulletin de l' Office du Travail, 1905, p. 820, 1909, p. 505. を參照すべし、又以下譯出せんと欲する千九百五年九月九日の布告は、同上 1905, p. 822, 及 1906, p. 506. に掲げられたり

第一條 失業の場合に於て居住地救助、旅費給與、移轉費支給等の方法に依り其組合員を救濟する所の基金にして本布告の定むる條件を具備するものは、失業基金補助金を受くる事を得

國庫補助金は職業の缺乏に基く故意に依らざる失業に對してのみ之を交付す

- 第二條 補助金は左の基金に對して與へらる
- 一、同一の職業、若くは特殊の貨物を生産する工場に屬する類似の職業に従事する所の組合員より成る基金にして少くとも百名の組合員を有するもの
 - 二、前項の如き組合員より或る地方的基金にして少くとも五十名の組合員を有し且つ市町村より補助金を受けつゝあるもの
 - 三、人口二萬人以下の市町村に於ては、各種の異なる職業に屬する組合員より成る地方組合にして市町村より補助金を受け、且つ少くとも五十名の組合員を有するものに對しても補助金を交付す
 - 四、勞働組合連合會に依り旅費給與の形式に於ける救濟を設備する爲に組織せられたる基金にして各加入組合の一次的醜出金に依りて維持せられ且此等組合の通常財源は其

組合員の掛金より成るもの

一乃至三の基金に就ては三箇月を下らざる期間引續き正組合員たりし者のみを當該基金に屬する組合員と見做す

第三條 各基金は其初度の補助金請求に當りては其定款及細則の寫を商務大臣に提出するを要す

定款及細則を變更せるときは其都度直ちに之を商務大臣に報告すべし

第四條 基金は失業者に對して無料にて職業紹介をなすを要す

第五條 基金は其業務開始後六箇月を経過するに非れば補助金を受くる事を得ず

第六條 居住地救助 (Relief in home town) を設備する基金は其定款及細則に於て、故意に依らざる失業の爲に救助を受くるの權利を有する各正組合員によりて拂込まるべき掛金、失業救濟金の額及支給期間、及び若し移轉救濟をなすときは其金額等を特に規定するを要す

旅費救濟を設備する基金は其定款若くは細則に於て、此等の救濟金算出の方法、救濟金の最高限額及正組合員若くは第二條第四項の場合に於ては失業者が或一定の期間に於て受くる事を得る金額等を特に規定するを要す。

- 第七條 其外定款若くは細則には左の規定を包含するを要す
- 一、正組合員は各種の救濟毎に一以上の失業基金に加入する事を得ず
 - 二、救濟請求權は基金加入後六箇月を経過するに非ずんば發生せず
 - 三、失業者は基金の提供する職業に就く事を拒む事を得ず
 - 四、失業者は毎週少くとも三回宛勞働時間内に基金の主たる事務所若くは基金の指定場所に備付けらるゝ帳簿に自ら署名するを要す、然れ共第二十條に定むる委員會は基金定款に於て之と全然異なる而も同一の效力を有する監督方法 (殊に旅費給

與に關して定められたるもの)を採用する事を得

五、詐欺的方法に依りて救済金を獲得し若くは獲得せんとしたる失業者は其事件の性質に依り、我は基金より除名せられ、或は一定期間其權利を剝奪せらる

第八條 若し故意に依らざる失業救済を受くる爲に正組合員の拂込める掛金が特別の帳簿に登錄せられざるときは、基金は第十一條に定むる條件を充足するを要す

故意に依らざる失業に對する費用の計算は、基金若くは組合の他の目的に對する費用を全然區別するを要す

第九條 失業救済金が一日二法を超過するときは、之に對する補助金は一日二法を基礎として算出せらるゝものとす

第十條 若し失業救済期間が各十二箇月に對して六十日を超過するときは之に對する補助金は六十日の間各失業者に對して與へらるゝ救

濟金に基きて算出せらるべし

第十一條 基金は過去六箇月間に於て其正組合員の故意に依らざる失業に對して拂込める掛金が失業者に對して與へられたる救済金の少くとも三分の一に相當する場合に於てのみ、該六箇月間に對する補助金を受くる事を得

但し例外的方法として、基金が其準備金に對して徴收したる金額は之を徴收掛金額に加算する事を得

第十二條 補助金額は、該六箇月間に於て各基金が其定款の定むる所に依り本布告第九條及第十條の規定の下に支拂ひたる救済金總額の一六%を超過する事を得ず

此最高限額は其業務の範圍が三縣以上にわたり且つ少くとも千名以上の正組合員を有する基金に對しては更に其二分の一を増加せらるべし
第十三條 財務法に依りて支出せられたる豫算金額は之を二等分し各半箇年に之を分配す
商務大臣は此等の各半箇年に對して、第十二

條の規定に従ひ、該支出金額を各基金の間に分配すべき事を定むべし、此決定は官報及勞働局報に於て之を公表す

(本條は千九百六年四月二十日の布告に依りて改正せられたるものなり)

第十四條 補助金額は補助金の支拂はるべき半箇年期の最終日に續く六箇月期間に於て省令を以て之を定む

支出金額は前項に規定する省令の日附を限界として之を決定するものとす

(本條も亦千九百六年四月二十日の布告に依り改正せられたるものなり)

第十五條 各半箇年期後六週間以内に、各基金は左の事項を表示する所の相當證明を經たる一覽表を其業務執行者の手を経て提出するを要す。

一、正組合員の數、若くは第二條第四項に包含せらるゝ基金の場合に於ては加入組合の數

二、掛金收入

三、雜收入

四、失業者數、失業日數、及居住地救済金支出總額

五、移轉及旅費給與の口數並に金額

六、當該半箇年期に於て救済金を支給せられたる失業者の數

基金が若し數部に分たるときは各部に對する資料を提供すべし、又準備金を有する基金にありては該準備金狀況をも記載すべし

第十六條 基金が部内に對して計算書を公表するものなるときは、主務大臣の認可を得且つ失業基金委員會の決定を経て、該計算書の寫を以て前條の報告に代ふる事を得、此計算書は細目の事項を包含するを要す

第十七條 各計算に於ては、失業者に支拂はれたる金額に對する各受領證の一片若くは斷片を以て之を證明するを要す、此受領證は支出を證明するに必要な總ての事項を含むを要す

す

第十八條 第八條第一項及第十一條は旅費給與のみを設備する基金には之を通用せず

第十九條 基金は商務大臣より尋問せらるる事あるべき事項に對して之が説明を同大臣に提出するを要す、又或場合に於ては同大臣の審査の資料に供する爲めに故爲に依らざる失業に關する特別計算書を提出するの義務を負ふ詐欺的行爲をなせる基金に對しては、委員會の上申に基き商務省令を以て其補助金請求權を一時剝奪する事あるべし。

此の如き上申をなすに當りては、委員會は先づ當該基金の業務執行者より口頭若くは文書に依る辯明を求むるを要す

第二十條 左の委員より成る所の失業基金委員會を設置す。

各一名宛の上下兩院議員、勞働局長、保險及會社救濟局長若くは其代理者、會計局長若くは其代理者一名の財務監督官、勞働局次長四

名の失業基金代表者

第二十一條 失業基金委員會の各委員は毎年商務大臣に依りて任命せらるべし

本委員會の職務の細目は省令を以て之を定む
第二十二條 本業務及補助金分配に關する年報は官報及勞働局報中に之を掲載すべし

第二十三條 千九百五年度に對しては經過的方法として、商務大臣は委員會の上申に基き、各基金に對して本布告中の或規定（一若くは數規定）の適用を除外する事を得

以上は失業基金補助に關する布告の全文を譯出せるものなるが、此等の規定中最重要なるは補助を受くべき失業の範圍に關するものにして本布告に於ては此の如き失業は就業機會の缺乏に基き失業ならざる可らずとせり、即ち機械の破損、工場の燒失等に基き失業は當然包含せらるべく、其他同盟罷工に加入せざる勞働者にして而も他の雇人の同盟罷工の爲に自ら業務を失へるものも亦所謂故意に依らざる失業者として

取扱はる、而して補助を受くべき救濟の種類に就ては本布告は普通失業救濟金、旅費給與及移轉救費給與の三形式を認めたり

補助を受くる爲に基金の具備すべき條件は主として其業務組織に關するものにして、人口二萬人以下の市町村にあるものを除く外、此等の基金は

一、同一種類の工場若くは職業に従事するものより成立すること

二、少くとも百名の組合員を有すること

三、組合員は一定の失業掛金を拂込むこと

四、基金に於て無料にて勞働紹介を行ふこと
最重要なるは第一の條件にして、此規定に依りて除外せられたる組合は主として慈善的組合にして救助の目的が勞働者間に自助の精神を鼓吹するに在る以上は此の如き組合の除外は必ずしも之を不當なりと云ふ可らず、加之職業に基きて組織せられたる組合の組合員は總て同一の失

業危険に曝さるるものにして之が掛金は總ての組合員に對して同一の率に依る事を得るの利益あり。(未完)